十五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ　指定紛争解決機関が存在する場合　当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者が法第六十二条の十六第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称
ロ　指定紛争解決機関が存在しない場合　当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者の法第六十二条の十六第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
十六　その他特定電子決済手段等取引契約の締結に関し参考となると認められる事項
（準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等）
第四十八条　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第十号に掲げる事項とする。
２　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　利用者属性に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該利用者が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合
二　準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該利用者の意思の表明があった場合
（契約締結時の情報の提供）
第四十九条　特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（利用者から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。
一　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面の交付
イ　特定電子決済手段等取引契約が成立したとき　当該特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面
ロ　既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき　当該変更すべき事項を記載した書面
二　前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法（第四十五条第一項に規定する方法をいう。）による提供
２　第四十三条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について準用する。
（契約締結時に交付する書面の記載事項）
第五十条　特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者の商号又は名称
二　当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者の営業所又は事務所の名称
三　当該特定電子決済手段等取引契約の概要
四　当該特定電子決済手段等取引契約が電子決済手段の交換等を行うことを内容とする契約である場合にあっては、次に掲げる事項
イ　自己又は媒介、取次ぎ若しくは代理の別
ロ　売付け若しくは買付け又は他の電子決済手段との交換の別
ハ　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の名称
ニ　約定数量
ホ　約定価格又は単価及び金額（他の電子決済手段との交換の場合にあっては、当該他の電子決済手段の名称及び約定価格に準ずるもの）
ヘ　利用者が支払うこととなる金銭の額及び計算方法
ト　取引の種類
五　当該特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段の償還の方法
六　当該特定電子決済手段等取引契約の解約時の取扱い（手数料等の計算方法を含む。）
七　当該特定電子決済手段等取引契約の成立の年月日
八　当該特定電子決済手段等取引契約に係る手数料等に関する事項
九　利用者の氏名又は名称
十　利用者が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者に連絡する方法
十一　前各号に掲げる事項のほか、取引の内容を適確に示すために必要な事項
（契約締結時の情報の提供を要しない場合）
第五十一条　特定電子決済手段等取引契約が成立したときにおける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　既に成立している特定電子決済手段等取引契約の一部の変更をすることを内容とする特定電子決済手段等取引契約が成立した場合において、当該変更に伴い既に成立している特定電子決済手段等取引契約に係る準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとき。
二　一の特定電子決済手段等取引契約の締結について、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所属電子決済手段等取引業者が当該利用者に対し電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第六十九条の三第一項に規定する方法により同項に規定する情報の提供を行っているとき。
（信用格付業者の登録の意義その他の事項）
第五十二条　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項
イ　商号、名称又は氏名
ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称
ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
四　信用格付の前提、意義及び限界
２　前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
二　金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者（金融商品取引法第二条第三十六項に規定する信用格付業者をいう。第四号において同じ。）の商号又は名称及び登録番号